

金融所得課税の一体化

Q : 政府では、金融所得課税について検討しているようですが、内容を教えて下さい。

A : 次のとおりです。

【解説】

政府税制調査会金融小委員会では、金融所得課税の一体化について検討を重ね、この度その基本的考え方を公表しました。

金融所得課税の一体化は、「貯蓄から投資へ」とする政策的要請を受け、一般の個人投資家が投資しやすい簡素でわかりやすい税制を目指すもので、①金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、②金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの2点をその主な内容としています。

まず、具体的な課税方式は、税率20%の分離課税として、次の所得が「金融所得」という枠を構成すべきとしています。

①配当所得、②公社債譲渡益等（現行では非課税）、③外貨建て金融商品の為替差益、④保険による収益

また、損益通算については、次の3つの場合にのみ認めるべきとしており、外貨建て金融商品や保険は対象外としています。

- ①株式譲渡損益と公社債の譲渡損益
- ②株式譲渡損失と配当所得
- ③株式譲渡損失と利子所得

なお、損益通算を行うための申告が行われた場合、税務当局において納税者の申告する損益を限られた人員と時間でチェックしなければならない、何らかの「番号制度」の導入が必要であるとしています。

